

## [事案 2020-198] 契約解除無効等請求

・令和3年3月18日 裁定終了

### <事案の概要>

告知義務違反により契約が解除されたことを不服として、契約解除の無効と介護給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

平成29年6月に要介護3の認定を受けたため、平成27年11月に契約した介護保険にもとづき給付金を請求したところ、告知義務違反を理由に契約が解除され、介護給付金は不支払いとなった。しかし、以下の理由により、告知手続きにおいて、故意または重大な過失はないことから、解除を無効とし、介護給付金を支払ってほしい。それが認められない場合は、既払込保険料を返してほしい。

- (1)告知書に記入漏れ等があったが、告知の手続きはきわめて短時間で行われている。
- (2)平成23年11月から平成25年1月まで継続して治療を受けていたとされているが、実際に通院したのは、この期間のうち2回ほどであった。
- (3)高齢になれば既往症も多くなり、記憶力も低下する。

### <保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)告知の手続きは、確認する時間を十分に確保したうえで行った。
- (2)間質性肺炎および前縦隔腫瘍の治療のため、平成23年11月から平成25年1月まで、ほぼ2カ月に1度通院し、投薬も受けていた。
- (3)高齢になったとしても、診療記録やお薬手帳などをもとに告知することはでき、告知書の控えもあるので、告知書の提出後も告知漏れの有無を確認して訂正することは可能であった。
- (4)不告知事項であった間質性肺炎や胸腺腫、前縦隔腫瘍で、長期間定期的に通院しており、痛風については告知の1カ月前まで通院していた。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、治療の状況等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の告知義務違反が認められるため、契約解除の無効および給付金の支払いは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。